

◎水質汚濁防止法施行令が一部改正されました

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第251号)が、平成24年9月26日に公布され10月1日より施行されることになりました。改正の内容(概要)は下記のとおりです。

1. 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として今回「ヘキサメチレンテトラミン」を新たに追加する事となりました。

2. 事故時の措置

改正政令において新たに指定物質に追加された物質は他の指定物質同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されます。

◎女性労働基準規則が一部改正されました

厚生労働省は、母性保護のために生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止する「女性労働基準規則の一部を改正する省令」を公布しました。改正女性則は平成24年10月1日から施行されることになりました。改正の内容(概要)は下記のとおりです。

・妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(従来の規制対象は9物質)を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、以下の業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止します。

※女性労働者の就業を禁止する業務

- 1) 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業所での業務
- 2) タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務付けられている業務

放射性物質検査を実施しております!! ~Ge半導体検出器導入のお知らせ~

昨年以降、様々な物に含まれる放射能に関心が向けられるようになりました。弊社も分析会社としての社会的責任を踏まえ、装置の導入し検査を実施しています。食品や飲料水をはじめ、土壌や材料、廃棄物など、多岐に渡り測定を行うことが可能です。対象サンプルにより前処理の方法や定量下限値(0.1ベクレル/kgまで対応可能です。)など予め検査条件の打合せが必要な場合もございますので事前にお問い合わせ下さい。標準的な納期は1週間程度ですが、ご希望がありましたらお気軽にご相談下さい。なお、空間放射線量の測定も実施しておりますのでご利用下さい。

※弊社導入のゲルマニウム半導体検出器 CAMBELLA社製 ⇒



ポリフェノールに食品アレルギー予防効果!?

山梨大学医学部の中尾篤人教授率いる研究グループは、赤ワインに多く含まれるポリフェノールに食品アレルギーの予防効果があることをマウスの実験で突き止め、米科学誌に発表しました。予防効果が判明したのは、ポリフェノールの一種「レスベラトロール」。老化防止効果や抗酸化作用などがあるとされ、サプリメントでも市販されているようです。本研究では卵アレルギーを持つ体質に変化させたマウスにレスベラトロール入りの餌を1週間与え、その後に卵を与えたところ通常の餌を与えたマウスに比べてアレルギー反応が10分の1程度だったとのこと。現在、食品アレルギーを防ぐ薬はなく、同教授は「予防薬や治療薬の開発に繋がる可能性もある」と話しています。ちなみに、今回マウスに投与した量を人間に換算すると、1日約1g程度(サプリメント数粒)で摂取できる量とのことです。



株式会社 コエキ

〒394-0031 長野県岡谷市田中町三丁目3-24

TEL 0266-23-2155 FAX 0266-23-0733

URL <http://www.e-koeki.co.jp>

E-mail info@e-koeki.co.jp

計量証明事業長野県登録第環境5号・45号・68号
水道水検査厚生労働大臣登録第69号
作業環境測定機関登録20-3号
土壌汚染状況調査指定機関 環2003-1-481
建築物飲料水水質検査業 長野県4水第17号